

暮しの安心をお届けします！

石岡市社会福祉協議会では、介護保険に関する在宅福祉サービスを行うため、石岡支所に指定居宅介護支援事業所、石岡・八郷支所に指定訪問介護事業所、指定介護予防訪問介護事業所、障害福祉サービスを行うため、指定居宅支援事業所を設置しております。

●居宅介護支援事業所

ケアマネージャーが利用者のご希望や状態に応じながら自立に向けてのケアプランを作成し、事業者、施設等との連絡調整を行います。

主なサービス

- ・ケアプランの作成
- ・介護（保険）についての相談等



●訪問介護事業所

要介護認定で、要介護1～5の認定を受けた方へサービスの提供をいたします。ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。同時に在宅生活での自立に向けた支援も行います。

主なサービス

- ・身体介護…入浴、食事、排泄の介助等
- ・生活援助…調理、買物、掃除、洗濯等

●介護予防訪問介護事業所

要介護認定で、要支援1～2の認定を受けた方へサービスの提供をいたします。ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。その際、利用者が行う調理をホームヘルパーが見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

主なサービス

- ・身体介護…入浴、食事、排泄の介助等
- ・生活援助…調理、買物、掃除、洗濯等

●居宅支援事業所

障害児者（身体・知的・精神を含む）へサービスの提供をいたします。ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や家事援助等を行います。

主なサービス

- ・身体介護：入浴、食事、排泄、通院の介助等
- ・家事援助：調理、買物、掃除、洗濯等
- ・通院介助：通院の介助
- ・重度訪問介護：身体介護や家事援助、見守り等生活全般の支援
 - *対象者に指定有り：重度の肢体不自由者で常時介護の必要な方

